

業 務 企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名称

令和7年度 沖縄きのこもっと食べて健康増進事業委託業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

3. 業務概要

本県のきのこ類は、エノキタケ、ブナシメジなどの大規模生産工場の稼働や菌床しいたけの栽培技術の確立により、特用林産物生産額の約6割を占めている。

また、これまでの県の取組によって、県内におけるきのこ類の需給状況等の調査や販促活動を行い、県産きのこ類に対する県民の現状把握や普及PRが図られてきた。

一方、きのこの消費拡大にあたっては、未だ以下の課題が残されている。

①県民の生鮮きのこ類の消費量は全国の中でもほとんどの品目で最下位であること

②県外産きのこ類との競合があること※

※平成30年度には「沖縄きのこ」ロゴマークが商標登録され、ロゴマークを商品に貼付する生産者も徐々に増えつつあるが未だにロゴマークの認知度が低い現状である。

③きのこ類が健康食材であることの認知度の低さ・栄養価値等の情報不足等のため、県産きのこ類の潜在的需要を十二分に掘り起こしきれてないこと。

④夏場におけるきのこ消費量が少ないこと。

このため、本事業では、県産きのこ類の消費拡大を図るため、販売促進イベント等の開催やSNS等を活用した幅広い世代の県民に対する県産きのこ類の情報・魅力発信を行い、県産きのこ類の消費量を増加させ地産地消を推進していくことを目的とする。

本業務は、令和9年度に完了する予定である。

4. 事業期間

令和7年度から令和9年度の3年間

なお、県の予算措置を前提としており3年間の事業を保証するものではない。また、令和8年度の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。

5. 予算上限額(令和7年度)

本提案のうち令和7年度の委託額は、総額5,799,200円(消費税及び地方消費税を含

む)の範囲で見積もること(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる)。

また、8年度及び9年度の委託額は、各 5,799,200 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限として、見積もること。

6. 業務内容

(1) 計画準備

本業務を実施するに当たり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理解した上で、業務計画書を作成すること。

【提案内容】

各年度における計画を提案すること。

(2) 県産きのこの類の効果的な販売促進方法の検討・実施（令和7年度～令和9年度）

県民（消費者目線）への県産きのこの類の認知度の向上、購買意欲を高める効果的な販促活動について検討・実施する。

ア 量販店等の県産きのこの類売り場と連携したプロモーション(販売促進スタッフを活用した試食等)を実施し、プロモーション前後の効果（販売量等）を毎年度検証する。なお、プロモーションを実施する際は、県産きのこを流通させている大手流通業者と協力して実施すること。

イ 夏場における県産きのこの需要量を上げることを目的としたアイデア（イベント可）の提案・検討を行い、実施する。※

※なお、夏場における県産きのこの需要量を上げることを目的としたアイデア（イベント可）は令和8年度及び令和9年度とする。

ウ 県内の著名な飲食店もしくはコンビニエンスストア等とタイアップした県産きのこを使用した料理の開発を事業完了年度（令和9年度）までに行い、販売（期間限定販売も可）を実施する。なお、令和7年度はタイアップ企業との調整及び商品の素案作成、令和8年度に開発、令和9年度に商品の販売及びタイアップ企業へのアンケート調査の実施とする。

※ソース等、きのこの使用量が少ない、または原形が確認できない料理は不可とする。

エ 身近な食材として認知度を向上するため、生産者（生産工場含む）や沖縄食材の店（ホテル等含む）と連携したイベント等を企画・実施する。

オ おきなわ花と食のフェスティバルでの普及・PRの毎年度実施する。（食育も可）

【提案内容】

県民（消費者）に対し各年度における効果的なPR活動を提案する。

(3) 県民へきのこに関する情報提供活動（令和7年度～令和9年度）

ア 幅広い世代の県民に対し、県民が知りたい情報を集約し、SNS及び「沖縄きのこ生産振興会ホームページ（おきなわのきのこたち）」を活用した情報発信等を実施する。

イ SNS等を活用した時短又は簡易に作れる料理、健康食材としての情報を発信する。

【提案内容】

SNS及びホームページを活用した効果的なPR活動（情報コンテンツ）について提案する。

- (4) その他、県産きのこの消費拡大につながる自由提案。なお、自由提案については、実施するかは県との調整のうえで判断する。

7. 企画提案等の内容

企画提案書は、事業期間となる3年間の各年度分を提示すること。

8. 事業費の積算

企画提案に当たっては、5に記載された額を上限として事業費を積算すること。また、令和8、9年度の事業費については、5の額を上限として積算すること。

- (1) 積算の費目は次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料）
- 再委託費
- 一般管理費
- 消費税

※一般管理費は、（直接人件費＋直接経費）の10%以内とする

※直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

9. 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止

契約の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」についてはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

10. 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行ったうえで、業務の遂行を実施するものとし、概ね月に1度打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び計画内容を報告するほか、森林管理課の担当の求めの都度、報告を行うものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者の業務担当は業務打ち合わせ簿を作成し、上記の打ち合わせの都度、内容について森林管理課担当と相互に確認するものとする。

11. 成果品等提出物

- (1) 報告書(A4サイズ) 1部
- (2) 撮影した画像(JPEGファイル形式)
- (3) 解析又は集計した元データファイル(Excelファイル形式等)
- (4) 上述を記録した電子記録媒体 1部

12. その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案内容の全ての実施を補償するものではない。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たって、県、市町村、その他関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。
- (4) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として委託元である県に帰属するもの

とする。

- (5) 本契約履行に当たり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能である。